

令和6年度対話の広場(川崎会場)「ともに働き、ともに生きる」 いただいたご意見等への対応状況等

【対応区分】

- A:“対話の広場”をきっかけに、新規の計画・事業を検討する(対応する方向である)
 B:“対話の広場”をきっかけに、既存の計画・事業の見直し等を行う(対応する方向である)
 C:“対話の広場”開催時点にて、既に実施している(既に対応している)
 D:特に対応を予定していない。

No.	関係所属名	参加者からの主な意見等	対応区分	対応状況(R7.3.14時点)
2	産業労働局 (雇用労政課)	国では、障がい者を雇うと、特別特開金(特定求職者雇用開発助成金)という制度があり、雇用保険やハローワークから雇うと、お金をもらえる制度がある。また、障がい者の雇用率を超えると報奨金のようなものが出る。そうしたいろいろな制度がある中で、神奈川県としてはどのような、障がい者の雇用に対して、バックアップしていただけるのか伺いたい。	C	県では、「神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金」を用意しており、1年以内に精神障がい者を雇用し、職場指導員を設置して、障がい者が働きやすい職場環境を整えている県内の法人へ、補助を行っています。
5	産業労働局 (雇用労政課)	ITを使って、障がい者の苦手な部分をロボットが補いながら、障がい者を雇用すればいいと思っている。そういうことをロボットがやったときに、神奈川県としては、そういうのを喜んでと言ってくれると、嬉しいなと思っている。	C	県では、令和6年度から分身ロボットや仮想オフィスツールといった障がい特性に合わせたコミュニケーションツールの導入経費に対する補助を新たに開始しました。
11	産業労働局 (雇用労政課)	神奈川県の労働局、職業安定部で、職場実習受け入れ候補の企業リストを作っている。最初のリストでは49社ノミネートされているが、東京しごと財団の障がい者実習受け入れリストは、415社である。東京しごと財団ではさらに、30社、40社が参加する職場実習面談会を毎月のペースで開催されている。その他にも実習時の保険のあっせん、セミナー、応募書類の添削、それからジョブコーチの企業派遣なども実施されている。 神奈川では、川崎市、横浜市などでも独自の取り組みで、就職活動のサポートをさせていただいているが、神奈川県横断した就労支援の枠組みを拡大していただくと、異次元の障害者雇用の実現に繋がると考えているがいかがか。	C	県では、障害者雇用促進センターを設置し、体験実習や出前講座、職業能力評価など、県内の企業や就労支援機関の支援を行い、県内横断した就労支援を行っています。